

2021年5月31日
日本郵便株式会社

過払料金の返還条件の変更

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀）は、2021年6月1日（火）から、内国郵便約款第66条ならびに国際郵便約款第51条を改正し、郵便切手による料金支払に関する過払料金の返還条件を、次のとおり変更します。

1 変更内容

郵便切手による料金支払に関する過払料金の返還について、過払額が100円以上であるときは、郵便切手または郵便葉書（国際郵便の場合は、郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書または航空書簡）で返還します（現金による返還は行いません）。

2 実施日

2021年6月1日（火）

（参考）郵便切手による料金支払いに関する過払料金の現行および改正概要

・郵便物など

現行	改正概要
<p>過払料金は、1年以内にその料金を支払った者からの請求があった場合に、現金又は郵便切手若しくは郵便葉書で返還します。</p> <p>ただし、郵便切手で料金が支払われた場合であって、過払額が 1,000円以上であるときは、上記にかかわらず、郵便切手又は郵便葉書で返還します。</p>	<p>過払料金は、1年以内にその料金を支払った者からの請求があった場合に、現金又は郵便切手若しくは郵便葉書で返還します。</p> <p>ただし、郵便切手で料金が支払われた場合であって、過払額が 100円以上であるときは、上記にかかわらず、郵便切手又は郵便葉書で返還します。</p>

・国際郵便物

現行	改正概要
<p>過払料金は、1年以内にその料金を支払った者からの請求があった場合に、現金又は郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書若しくは航空書簡で返還します。</p> <p>ただし、郵便切手で料金が支払われた場合であって、過払額が 1,000円以上であるときは、上記にかかわらず、郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書又は航空書簡で返還します。</p>	<p>過払料金は、1年以内にその料金を支払った者からの請求があった場合に、現金又は郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書若しくは航空書簡で返還します。</p> <p>ただし、郵便切手で料金が支払われた場合であって、過払額が 100円以上であるときは、上記にかかわらず、郵便切手、郵便葉書、国際郵便葉書又は航空書簡で返還します。</p>

以上



【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

0120-2328-86（フリーコール）

携帯電話から 0570-046-666（有料）

<受付時間 平日 8：00～21：00

土・日・休日 9：00～21：00>



郵政創業150年